

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

	コメント	金融庁の考え方
1	社債等の振替に関する命令の改正案における改正後の第22条の規定は、協同組織金融機関の登録優先出資質権者への通知事項について準用する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、登録株式質権者の通知についての社債、株式等の振替に関する命令第22条を協同組織金融機関の優先出資に関して準用するよう、規定を修正いたします（同令第47条）。 貴重なご指摘をいただき、ありがとうございました。